

ベビーホテル問題の対応について

昭和56年3月
全国保育協議会

最近の労働形態の多様化は、特に都市において、そしてまた婦人労働面に顕著にあらわれている。その結果、保育需要が多様化し、昭和40年代に全国的に保育所関係者が対応に努力してきた8—9時間の開園時間や1～2歳児からの保育では不十分なものとなり、無認可保育施設やベビーホテル等を利用する人たちが急増してきている。

本会では、昨年10月開催した第24回全国保育研究大会において「もとめられる保育所の姿」として、今後は、「長時間保育、休日・祭日等の保育・産休明けからの保育」などにも対応できる保育所を、地域内に数カ所用意していくよう、地域毎に、保育所関係者がとりくんでみる必要がある。」と提案したところであった。

その後もいくつかの研究会を設置し、ベビーホテル等利用する事由として出された事項について検討しているところである。乳幼児の人権にかかわる問題であり、緊急に解決を要する問題でもあるので、下記によってさっそく取り組むと同時に、現行制度の運用上の問題について改善をはかるように検討する。

多様な保育ニーズの把握と対応について

1. 夜間保育や産休明けからの保育への対応について

大都市又は観光地の特にベビーホテルや無認可保育施設が多い地域を有する都道府県単位に休日の保育、保育時間の延長（夜間10時ごろまで）や産休明けからの保育を試行する認可保育所を1～2カ所程度指定し、実践に移す。

試行までの具体的な方法の検討については当該

都道府県の組織へ本会から委託する。委託する地域は、大都市を中心に5～6カ所選ぶ。

具体化にあたっての諸問題、経費等については、厚生省と協議する。

2. 開園時間の延長について

都市部やベッドタウンの地域において、開園時間の延長を実施する。

実施までの具体的な検討を当該都道府県の組織へ本部から委託する。

3. 保育ニーズの把握と対応等について

地域内の乳幼児の福祉問題について、共同で対応できるよういくつかの地域において研究グループを発足させる。

昭和56年度は、5地域程度指定し、市町村社協と協力のもとに、地域内の保育ニーズの把握と対応策の提案をもとめる。本会からの研究委託とする。

4. 産休明けからの保育の条件整備について

産休明けからの保育の実施にあたっては、職員の研修と増員が必要である。

必要な地域から条件整備がきれるよう、施設長、主任保母、保母等の研修の実施等について厚生省へ要望する。

5. 24時間の保育について

保育所の限界をこえるものであるため、乳児院や養護施設関係者と共同で対応策を検討する。

II 現行保育制度の運用上の改善について

1. 入所措置の手続きの問題について

無認可保育施設を利用している理由として、認可保育所は入所手続きが複雑である。緊急の場合

にも対応していないといったことをあげているが、手続きに関しては公費による公的性格をもつ保育所としては、一定の入所手続きを要するのは当然のことである。

しかし、緊急の場合、あるいは手続きが困難な人のためには、法人の判断によって対応できることも必要である。

特定の指定された法人の保育所において、定員の1割程度を法人の判断によって受け入れることができるよう、この件について、早急に厚生省と協議する。

また緊急措置に対応できるよう、乳幼児の身のまわりの持物について常に備えておくようにする。

2. 保育料の問題について

無認可保育施設を利用する理由の1つに、保育料が安いことがあげられているが、乳幼児の保育責任を果たすには、一定の費用は必要である。現行の徴収基準には税制上の矛盾が出ており、特にD4からD6階層あたりの負担を軽くする必要があるといった意見が多い。これらの見直しと改善について厚生省と協議する。

3. 育児相談、親の身上相談等の実施について

無認可保育施設では、育児相談や親の身上相談などに、心やすく応じてくれるといわれているが、認可保育所においても、施設長や主任保母を中心に、地域内の諸問題の把握につとめると同時に相談に応じていくことが必要である。

また、市町村における相談事業に育児相談のプログラムを組み入れ、施設長や主任保母がこれにあたるようにする。

4. 産後休暇の延長や育児休業制度の推進について

産後休暇の延長や育児休業制度がより多くの事業所において実施されるよう、労働省へ要望する。ベビーホテルや無認可保育施設に対する規制や行政指導について

乳幼児の福祉をまもるといった観点から、なんらかの規制や行政指導がなされる必要がある。

本会では、すでに、名称の使用制限について厚生省へ再三要望してきているが、乳幼児の保育は認可された保育所で行うということを前提に、規制や行政指導がなされるべきであると考えてるので、この件については、厚生省と協議する。